

# 個人株主重視企業に対する 優遇措置について

株式会社名古屋証券取引所

2023年 4月

## I. 個人株主重視企業に対する優遇措置とは？

名証上場企業の「株主数」又は「個人株主所有割合」実績と当取引所主催のIR支援イベント参加実績に応じて、名証のIR支援イベント参加料を割引する制度です。

1回のIR支援イベントにつき、最高参加料の50%まで割引いたします。

優遇金額	＝	「株主数に基づき算出される優遇金額」と「個人株主所有割合に基づき算出される優遇金額」のどちらか高い方の金額	＋	前年度当取引所主催のIR支援イベント参加実績 あり：30,000円 なし：0円
------	---	---	---	---

※1,000円未満切捨て

## II. 優遇金額計算例

6月末決算企業が2023年9月8日（金）、9日（土）に開催する名証IRエキスポ2023に標準ブースで参加する場合の優遇金額等の計算事例

【前提条件】

2022年6月末日現在の株主数=16,000人、個人株主所有割合=38.50%

名証IRエキスポ2022の参加実績あり

- 株主数に基づき算出される優遇金額 [計算式：(株主数÷2,000人)×500円]  
(16,000人÷2,000人)×500円=4,000円
- 個人株主所有割合に基づき算出される優遇金額 [計算式：(個人株主所有割合÷5%)×5,000円]  
(38.50%÷5%)×5,000円=38,500円≒38,000円（※1,000円未満は切り捨て）

(1)「株主数に基づき算出される優遇金額」と「個人株主所有割合に基づき算出される優遇金額」のどちらか高い方の金額は38,000円

(2)前年度当取引所主催のIR支援イベント参加実績から算出される優遇金額は30,000円

優遇金額	＝	38,000円	＋	30,000円
------	---	---------	---	---------

2023年4月1日～2024年3月31日有効の優遇金額は以上のとおり68,000円となります。

名証IRエキスポ2023標準ブースの出展料（420,000円）は割引後、  
420,000円－68,000円＝352,000円（税別）となります。

### Ⅲ. 主な留意点 (Q & A)

- Q1. 優遇金額の適用を受けるにはどのような手続きが必要ですか。
- A1. 各 IR 支援イベントの参加申込書（出展申込書）新設される「株主数記載欄」及び「個人株主所有割合記載欄」にそれぞれ記入することにより優遇金額が適用されます。ただし、2023 年 4 月末日現在、既に参加申込書（出展申込書）を提出済みのイベントについては、別途「株主数」及び「個人株主所有割合」を記載する書類を送付いたしますので、当該書類の記載、提出をお願いします。
- Q2. 今回の優遇措置の適用期間はいつからいつまでですか。
- A2. 当取引所で開催される IR 支援イベントのうち、2023 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日の間に開催されるものを対象とします。
- Q3. 名証 IR エキスポ 2023 に標準ブースで出展します。割引金額の上限はありますか。
- A3. 割引金額の上限は各 IR 支援イベントの出展料（参加料）の 50%となります。名証 IR エキスポ標準ブースの出展料は 42 万円（税別）となりますので、割引金額の上限は 21 万円となります。
- Q4. 今年度に付与された優遇金額を使いきれなかった場合、来年度に繰り越すことはできますか。
- A4. 今年度に付与された優遇金額を来年度に繰り越すことはできません。
- Q5. 「株主数」及び「個人株主所有割合」はどのような数値を記載すればよいですか。
- A5. 各代行機関から期末後に送付される株式分布状況表等に基づき、各上場企業が事業年度末から 2 か月以内に当取引所に提出する「株券の分布状況表 (Excel ファイル)」にある「1 単元以上の株式を所有する株主数 (2023 年 4 月末日現在 34 行目)」と「個人株主所有割合 (2023 年 4 月末日現在 236 行目)」の数値を記載してください。
- Q6. 「株主数」及び「個人株主所有割合」はいつ時点の数値を記載すればよいですか。
- A6. IR 支援イベント開催日の前年度の事業年度末日時点の数値を記載してください。(2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日に開催されるイベントの場合、2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日に到来する各上場企業の事業年度末日時点の数値を記載)
- 例えば、6 月決算企業が 2023 年 9 月開催の名証 IR エキスポ 2023 に出展する場合には、2022 年 6 月末日時点の数値を記載してください。
- Q7. 当社には現在 IR ポイントがあります。当社の IR イベント支援割引額は、今回の優遇金額と IR ポイント制度における優遇金額の合計金額と考えてよいですか。
- A7. 合計金額ではありません。IR ポイントを所有している企業の IR イベント支援割引額は、「今回の優遇措置」と「IR ポイント割引制度」による優遇金額のどちらか高い方を適用します。(IR ポイント割引制度は本年 4 月末を持って終了します。)

- Q8. 当社は昨年度、名証主催の IR 支援イベントに 3 回参加しました。イベント参加実績に基づき優遇金額はいくらになりますか。
- A8. 前年度の当取引所主催 IR 支援イベントの参加回数に関係なく、イベント参加実績に基づき算出される優遇金額は 30,000 円となります。
- Q9. 今回の優遇措置の割引対象となる IR 支援イベントを教えてください。
- A9. 割引対象となる IR 支援イベントは、名証 IR エキスポ、企業研究セミナー、株式投資ウインターセミナー、名証 IR セミナー、名証 IR セミナー オンラインとなります。
- Q10. 今回の優遇措置により優遇金額が 10 万円となりました。名証 IR セミナーオンライン（通常版）に参加し、参加料（10 万円）の 50%の 5 万円を使い、5 万円が残りしました。残額を他の IR 支援イベントに使用できますか。
- A10. 残った優遇金額は同一年度で開催される他の IR 支援イベントに使用できます。ただし、名証 IR セミナーオンライン（通常版）での使用は、同一年度で 1 回限りとなります。

以 上

■本件に関するお問い合わせ

名古屋証券取引所 上場推進・企業サポートグループ  
TEL：052-262-3175